

ステップ4 関係各庁への届け出

契約業務が滞りなく終了した後は、関係各庁へ各種届け出を行います。

以下に必要な書類、届出窓口、提出期限などをまとめておりますので、届出時のご参考になさってください。

移転後は書類の整理などで忙しく、ついうっかり届け出が遅れることも…。

直前に慌てず、事前に必要な書類は事前に取り寄せておくのが賢明です。

関係各庁への届け出

届出先の関係各庁の一覧です。

詳細につきましては、各官庁へお問い合わせください。

～関係各庁一覧～

手続先	手続内容（備考）	窓 口	添付書類	届出期限	備 考
法務局 （登記所）	本店移転 本店移転 登記申請書	旧所轄登記所商業法人係	取締役議事録、 又は株主総会議事録、 取締役議事録	移転日から 2週間以内	（定款の変更、同一・ 同類似商号の調査）
	支店移転 支店移転 登記申請書	旧所轄登記所商業法人係	取締役 議事録	移転日から 2週間以内 移転日から 3週間以内	（まず本店所在地で登記し、 その後支店所在地で登記、 同一・同類似商号の調査）
税務署	事業年度納税地、 その他の変更異動届出書	新旧納税地所轄税務署	移転手続完了後の 登記簿謄本	移転後遅滞なく	—
	給と支払い事業所を 開設・移転・廃止届出書	新旧納税地所轄税務署	登記簿謄本または、 登記を要した場合は変更 の事実を証明できる 書類の写し	移転日から 1ヶ月以内	—
都道府県 税事務所	事業開始等申告書	旧税務事務所	登記簿謄本	事業開始日 から10日以内	—
社会保険 事務所	摘要事業所所在地、 名称変更（訂正）届	旧社会保険 事務所	—	5日以内	—
公共職業 安定所	事業主、事業所 各種変更届	新所轄事務所適用係	—	変更日より 10日以内	—
労働基準 監督署	労働保険概算・ 増加概算・ 確定保険料申告書・ 労働保険関係成立届	同一管轄内での移転の場合、 その所轄監督署 同県内での 管轄外への移転の場合、 新所轄監督署 県外へ移転の 場合 旧所轄監督署へ廃止届を 提出後、新所轄監督署へ 成立届を提出	—	移転後 速やかに	—
	労働保険名称・ 所在地等変更届		—	移転後、保健関係の 成立した日の翌日 から10日以内 移転後、保険関係の 成立した日から 45日以内	—
	労働基準法に関するもの 適用事業報告 （様式23号の2） 就業規則（変更）届 時間外労働・休日労働に 関する協定届	新所轄監督署へ新規として提出	—	移転後遅滞なく	—
	安全衛生法に関するもの 安全管理者選任報告 （様式第3号） 衛生管理者選任報告 （様式第4号） 産業医選任報告 （様式第4号）	新所轄監督署へ新規として提出	—	移転後遅滞なく	—

～関係各庁一覧～

手続先	手続内容(備考)	窓 口	添付書類	届出期限	備 考
消防署	防火管理者 選任届	新所轄消防署予防課	—	移転後 遅滞なく	—
郵便局	転居届	旧受持郵便局	—	転居判明後 速やかに	—
警察署	車庫証明	新所轄警察署	—	—	—
NTT	電話架設申込み (既契約の電話の移設) 電話架設申込み (新規申込み) 旧ビルの電話撤去依頼	116番	—	移転日確定後 速やかに	電話移転(番号変更) の案内の申込みや、 NTT以外の電話会社への 連絡も忘れずに